

## とっとりEVカーシェア事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとりEVカーシェア事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新たに始めるEV又はPHVを用いたカーシェアリングの取組みにより、新たな交通サービスの創出、新たな生活スタイルの提供（自動車の所有から自動車の利用へ）を目指し、新たなサービス提供による雇用創出につなげることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) カーシェアリング

会員登録を行った会員間で特定の自動車を共同利用するシステム。ごく短時間の利用を想定し、24時間利用可能、無人貸出。会員は、利用時間に応じた料金を支払う。

#### (2) EV

電気をエネルギー源とし、電動機を動力源として走行する自動車。ただし、低公害車普及促進対策費補助金（超小型モビリティ導入促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付国自環第260号）第3条第1号に定める超小型モビリティは除く。

#### (3) PHV

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカー（異なる2つ以上の動力源を持つ自動車）。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる期間に限り、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、カーシェアリング車両の貸出を開始する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

### (着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
  - (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第10条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までにしなければならない。

- 2 商工労働部長は、前項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。
- 3 商工労働部長は、前項の書類審査又は現地調査により補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。
- 4 第1項の報告は、様式第3号によるものとする。

(補助金の支払い)

第11条 前条に定めるもののほか、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、原則として鳥取県の一般会計年度につき1回に限り、当該年度の補助対象経費見込み額に対応する補助金を概算払することができるものとし、その金額は交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額とする。
- 3 前項の規定による概算払額と第9条又は前条による報告額との間に過不足がある場合は、鳥取県の当該会計年度内に補助金の過不足額を精算するものとする。
- 4 第2項の申請は、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 所得価格又は効用の増加価格が単価500千円を超える機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	<p>以下の掲げる条件を満たすとつとりEVカーシェア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県内でEV・PHVを用いて、有料カーシェアリング事業を新たに（既 に実施している事業者については、拡大して）実施すること。</li> <li>・ 車両は、会員が24時間利用可能であり、無人による貸渡しであること。</li> <li>・ 道路運送法等関係法令を遵守すること。</li> <li>・ 適正な車両管理、カーシェアリング運営ができること。</li> <li>・ カーシェアリング会員が複数者（団体）あること。（特定の者に独占利用させ るものではないこと）</li> <li>・ 補助事業終了後もカーシェアリング運営の継続が期待できること。</li> </ul>
2 補助事業者	カーシェアリング運営事業者（県内に事業所のある法人、県内に居住する個人）
3 補助期間	3年
4 補助対象経費	<p>以下に掲げるカーシェアに要する経費（消費税及び地方消費税は除く）。ただし、車両 購入経費、充電設備設置経費、人件費及び補助事業者が他の補助制度を活用できる経費 は対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EV・PHVリース料</li> <li>・ カーシェアリング貸出システム経費</li> <li>・ カーシェアリングに必要となる駐車場使用料</li> <li>・ EV・PHVの充電に要する電気代</li> <li>・ 事務雑費</li> <li>・ その他商工労働部長が必要と認めた経費</li> </ul> <p>（注）工事請負費又は委託費が含まれる場合は、県内事業者が施行を行ったもの又は実 施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と商工 労働部長が認めた場合については、この限りでない。</p>
5 補助率	2／3
6 補助金限度額	車両1台1年当たり2,000千円